

平成19年度

# 一関地球温暖化対策地域協議会

## 総 会

日時 平成19年10月9日(火)午後2時30分

場所 一関市役所本庁 2 階 大会議室

一関地球温暖化対策地域協議会

総会次第

1．開会

2．あいさつ

3．来賓祝辞

4．協議会設立の経緯

5．議事

報告第1号 会員の加入について..... 3

議案第1号 一関地球温暖化対策地域協議会会則の一部改正について ..... 4

議案第2号 平成19年度事業計画について ..... 5

議案第3号 平成19年度収支予算について ..... 8

議案第4号 役員の選出及び承認について ..... 9

その他

6．その他

7．閉会

報告第1号 会員の加入について

平成19年度から会員として加入することになったので報告する。

平成19年10月9日提出

一関地球温暖化対策地域協議会  
会長 千田 恭平

平成19年10月5日現在

個人会員 47名

企業・団体会員 20社・団体（別紙のとおり）

議案第1号 一関地球温暖化対策地域協議会会則の一部改正について

平成19年10月9日提出

一関地球温暖化対策地域協議会  
会長 千田 恭平

一関地球温暖化対策地域協議会会則の一部を改正する会則

一関地球温暖化対策地域協議会会則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第4号を第5号とし、同項第3号中「15名以内」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 監事 2名

第6条第1項中「会長は」を「会長及び監事は、」に改める。

第7条中第4項を第5項とし、同条第3項中「運営委員は、運営会議」を「役員は、役員会議」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 監事は、会計の監査を行う。

第9条第1項中「運営会議」を「役員会議」に改め、同条第2項中「、会則の改廃及び役員を選任」の次に「、事業報告及び収支決算報告の承認、事業計画及び収支予算の承認」を加え、同条第3項中「運営会議」を「役員会議」に改める。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(経費)

第10条 協議会に必要な経費は、会費、負担金、支援金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成19年10月9日から施行する。

【改正の理由】

会費を納入していただくにあたり、収支予算の承認、会計監査を行う監事の設置、会計年度の設定など所要の改正を行うもの。

提案のとおり承認された

## 議案第2号 平成19年度事業計画について

会則第9条第2項に基づき平成19年度事業計画を次のとおり定める。

平成19年10月9日提出

一関地球温暖化対策地域協議会  
会長 千田 恭平

### 1 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進

市民・事業者を対象に様々な手段による情報提供を行い、意識啓発と実践活動のきっかけづくりを進めるとともに、子どもへの環境教育と環境学習機会の充実を図るための活動を推進する。

#### (1) 環境講演会の実施

地域協議会設立を記念して、環境講演会を実施する。

【日時】平成19年10月28日(日)12時30分～14時30分

【場所】一関市立川崎公民館(川崎生涯学習ステーション)

【講師】田中 優氏(未来バンク事業組合理事長)

【演題】「努力・忍耐に頼らない地球温暖化対策」

#### (2) マイスター制度構築についての研究

環境分野に関する専門知識を有する会員を派遣し、市民の環境学習活動を推進するため、手法等について研究する。

#### (3) 小学生を対象とした環境教育活動についての研究

子どもたちが日常生活を通じて、暮らしと環境との関わりを知り、今日の環境問題を解決するために自らが何をすればよいのかを考え、行動していくことをサポートするとともに、子どもたちが環境にやさしいライフスタイルを見につけていくための啓発のあり方について研究する。

### 2 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動

岩手県が平成17年に定めた岩手県地球温暖化対策地域推進計画に掲げる「8%削減のための8つの地球温暖化対策」を着実に推進するため、普及啓発活動を行う。

(1) CO<sub>2</sub>ダイエット日記の普及

県で取り組みを進めている「CO<sub>2</sub>ダイエット日記」の地域住民への普及を促進するための広報活動等を行う。

(2) エコドライブキャンペーンへの参加・協力

県で取り組みを進めている「エコドライブ」の地域住民への普及を促進するための広報活動等を行う。

3 会員相互の情報交換、発信

会員それぞれが行っている環境保全活動等をより高めるため、会員相互の情報交換を行うとともに、会員の活動状況を市民に報告し理解を深める。

(1) 環境講演会の開催に併せ環境保全活動等の情報交換を行う

【日 時】平成19年10月28日(日) 14時40分～15時50分

【場 所】一関市立川崎公民館(川崎生涯学習ステーション)

【テーマ】「地域における地球温暖化対策への取り組みと一関地球温暖化対策地域協議会の役割」

【コーディネーター】千田会長

【パネリスト】市民活動団体、環境活動実践企業、田中 優氏

4 地域で実践できる協働事業の計画・実施

地域における各種団体等の行事・事業に参加・協力するとともに、地域で実践できる事業を各種団体等と協働して行う。

(1) 100万人のキャンドルナイト事業への参加・協力

平成19年6月23日(土) 午後3時～午後9時 「花と泉の公園」

平成19年12月に大町通りで開催(予定)

(2) ブラックイルミネーション2007への参加要請

平成19年6月24日(日) 午後8時～午後10時

広報により全市民、ダイレクトメールにより両磐の企業へ参加を要請する。

(3) マイバックキャンペーンの展開についての研究

展開のための方策等について研究する。

(4) 自然保護活動への参加・協力

地域で実施される自然保護活動等に積極的に参加・協力する。

5 その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

(1) 会員の拡大

個人会員及び企業・団体会員を積極的に募集、会員の拡大を図る。

提案のとおり承認された

議案第3号 平成19年度収支予算について

会則第9条第2項に基づき平成19年度収支予算を次のとおり定める。

平成19年10月9日提出

一関地球温暖化対策地域協議会  
会 長 千 田 恭 平

平成19年度収支予算

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
会費	85,000	0	85,000	個人会員(50人) 25,000 企業・団体会員(12社・団体) 60,000
雑収入	1,000	0	1,000	預金利子等 1,000
合計	86,000	0	86,000	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
旅費	31,920	0	31,920	講師旅費 31,920
需用費	52,080	0	52,080	タイトル作成 21,000 事務用消耗品等 28,080 講師等昼食代 3,000
予備費	2,000	0	2,000	
合計	86,000	0	86,000	

提案のとおり承認された



議案第4号 役員の選出及び承認について

平成19年10月9日提出

一関地球温暖化対策地域協議会  
会長 千田 恭平

1. 監事の選出について

会則第6条第1項に基づき監事を互選により選出する。

役 職	人 数	氏 名
監 事	2 名	さ さ き かつひろ 佐々木 勝裕
		さとう としろう 佐藤 敏朗

2. 副会長の承認について

会則第6条第2項に基づき副会長を次のとおり会長が指名し、総会の承認を得て選出する。

役 職	人 数	氏 名
副 会 長	若干名	おおとも たかお 大友 孝夫 とくだに きくこ 徳谷 喜久子

## 一関地球温暖化対策地域協議会会則

### (名 称)

第1条 本会は一関地球温暖化対策地域協議会(略称 I E L)と称する。(以下「協議会」という。)

### (目 的)

第2条 協議会は住民、事業者、行政が地域レベルで連携し協力しながら、健全で恵み豊かな地球環境の「保全と創造」を基本理念に具体的な地球温暖化防止活動について、各主体が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的とする。

### (活 動)

第3条 協議会は次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進
- (2) 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動
- (3) 会員相互の情報交換、発信
- (4) 地域で実践できる協働事業の計画・実施
- (5) その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

### (組 織)

第4条 協議会は第2条に定めた目的に賛同する個人、法人、団体等をもって構成する。

### (役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員
- (5) 事務局長 1名

2 協議会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応え会議に出席し意見を述べることができる。

### (役員を選出及び任期)

第6条 会長及び監事は、会員の互選により総会において選出する。

- 2 副会長及び事務局長は、会長の指名によって総会の承認を得て選出する。
- 3 運営委員は会長が指名する。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

5 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

( 役員の職務 )

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

3 監事は、会計の監査を行う。

4 役員は役員会議に出席し、第3条に定めた活動について協議する。

5 事務局長は協議会の日常業務を統括処理する。

( 役員の報酬 )

第8条 役員は無報酬とする。

( 会 議 )

第9条 会議は総会と役員会議とする。

2 総会は年1回及び必要に応じ、会長が召集し、会則の改廃及び役員を選任、事業報告及び収支決算報告の承認、事業計画及び収支予算の承認、活動計画等について決定する。

3 役員会議は必要に応じ随時開催し、第3条に定めた活動について協議する。

4 会議の議長は会長が務める。

5 必要に応じ、専門委員会を置くことができる

( 経費 )

第10条 協議会に必要な経費は、会費、負担金、支援金及びその他の収入をもってこれに充てる。

( 会計年度 )

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

( 事務局 )

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長のほか職員を置くことができる。

2 事務局は当面一関市市民環境部生活環境課内に置く。

( 委 任 )

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この会則は平成19年3月22日から施行する

附則(平成19年10月9日改正)

この会則は、平成19年10月9日から施行する。